

## 「所沢市条例等の立案に関する指針」の解説

|     |   |
|-----|---|
| 目 的 | この指針は、地方公共団体の自主性や自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現しなければならない地方分権時代において、自治立法である条例や規則を積極的に活用して、本市における政策課題に適切に対応するとともに、地域にふさわしい、実効性のある政策を推進していくため、本市が処理することとされる事務に関し条例化事項及び規則化事項の基準・方針を定める。 |
|-----|---|

### <説 明>

- これは、自治立法である「条例及び規則」を立案するときの基準、対象事項及びそれらの関係等を明らかにする「所沢市条例等の立案に関する指針」を策定する目的を定めるものである。
- 「自治立法権」とは、地方公共団体がその自治権に基づいて独自の自治立法を制定する権能をいい、「自治立法」とは、地方公共団体がその自治権の範囲内で制定する法規をいう。
- 地方分権改革によって、機関委任事務の廃止や国等の関与の見直し等、地方自治制度に抜本的な変革がもたらされた。こうした地方分権の目的は、国と地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体が自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることにある。
- 多様な行政ニーズに対応して、民意を反映した市議会で審議される条例や市長がその権限に属する事務に関し制定する規則の自主立法に基づく行政をより積極的に運営していく必要があるため、この指針を策定するものである。
- 市が主体的に政策を実現していく手段として条例及び規則を駆使していくことができるように全庁的に取り組む意思を明示し、それぞれ指針に沿って各部局が条例及び規則の制定に取り組むことにより、条例等に対する職員の意識が変化するとともに、事例を重ねることにより庁内全体の政策法務能力が向上する。

|              |   |
|--------------|---|
| <b>指針の対象</b> | <p>この指針は、次に掲げるものを対象とする。</p> <p>(1) 条例</p> <p>(2) 規則</p> |
|--------------|---|

<説 明>

- 地方公共団体は、憲法上保障されている自治立法権に基づき、自治立法を制定することができる。
- この指針の対象とする例規は、自治立法である「条例及び規則」とする。
- 「要綱類」は、行政内部で定める事務処理の基準であり、条例及び規則とは異なり法律上の位置付けはなく、名称も「要綱」のほか、「要領」、「指針」、「基準」等と多様であることから、個別性も考慮し、この指針の対象としていない。

|                         |   |
|-------------------------|---|
| <b>条例制定の<br/>意義・必要性</b> | <p>(1) 市議会の審議・議決を経るため、制定経過の透明性が確保されるとともに、市民に対する説明責任を果たすことができる。</p> <p>(2) 市の政策を広く市民にアピールすることができる。</p> <p>(3) 必要に応じて罰則を設けることが可能であり、行政目的を実現するための実効性を確保することができる。</p> |
|-------------------------|---|

<説 明>

- 条例は、原則として市議会の議決を経て成立する地方公共団体の自治立法であり、上記に掲げるような特徴があるため、自治立法権等が拡大した現在、積極的に活用する必要がある。
- 指針を定め、地域特性に応じた独自の条例制定及び規則や要綱の条例化等を積極的に進めることにより、本市の実情に即した政策の実現を図っていく必要がある。

|               |  |
|---------------|--|
| <b>条例所管事項</b> | <p><b>必要的条例化事項…次に掲げる事項に該当する場合は、法令の規定に基づき必ず条例で規定する必要がある。</b></p> <p><b>(1) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する事項</b><br/> 「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」（地方自治法第14条第2項）</p> <p><b>(2) 法令の中で「条例で定めるところにより」など、条例での規定が明示されている事項（使用料や手数料の徴収等）</b></p> |
|---------------|--|

< 説 明 >

- 事務を処理し、措置を講じるに当たっては、必ず条例を制定しなければならないこととされる事項があり、これを「必要的条例化事項」という。
- 次に掲げる事項に該当する場合は、法令の規定に基づき必ず条例で規定する必要がある。
  - (1) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する事項

「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」（地方自治法第14条第2項）

例) 所沢市ダイオキシン類等の汚染防止に関する条例

例) 所沢市土砂のたい積の規制に関する条例

例) 所沢市街づくり条例
  - (2) 法令の中で「条例で定めるところにより」等、条例での規定が明示されている事項
    - ① 事務所の設定又は変更に関する事項（地方自治法第4条）

例) 所沢市役所の位置を定める条例
    - ② 市議会の議員の定数に関する事項（地方自治法第91条）

例) 所沢市議会議員定数条例
    - ③ 附属機関の設置に関する事項（地方自治法第138条の4）

例) 所沢市総合計画審議会条例
    - ④ 内部組織の設置及びその分掌する事務に関する事項（地方自治法第158条）

例) 所沢市行政組織条例

- ⑤ 公平委員会に関する事項（地方公務員法第 5 条）  
例）所沢市公平委員会設置条例
- ⑥ 職員の給与等の額及び支給方法に関する事項（地方自治法第 204 条・地方公務員法第 24 条）  
例）所沢市一般職員の給与等に関する条例
- ⑦ 基金の設置等に関する事項（地方自治法第 241 条）  
例）所沢市財政調整基金条例
- ⑧ 公の施設の設置、管理に関する事項（地方自治法第 244 条の 2）  
例）所沢市民文化センター条例
- ⑨ 地方公営企業の設置に関する事項（地方公営企業法第 4 条）  
例）所沢市水道事業の設置等に関する条例
- ⑩ 地方公共団体における資産等の公開に関する事項（政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第 7 条）  
例）政治倫理の確立のための所沢市長の資産等の公開に関する条例

|        |  |
|--------|--|
| 条例所管事項 | <p>任意的条例化事項…次に掲げる事項に該当する場合は、法令に根拠となるものはないが、市の施策を実施するため、あるいは市民本位の行政を推進していく観点から、条例で規定することとする。</p> <p>(1) 行政運営全般又は個別行政分野の基本となる事項を定めるもの（〇〇基本条例）</p> <p>(2) 金銭の徴収を行うもの（徴収金を負担金で歳入しているもの）</p> <p>(3) 市の行う政策が、市民の生活に直接影響を及ぼすような重要な事項であり、かつ継続性を有する場合で、条例の意義に照らし条例化の実効性が期待できるもの</p> <p>(4) 市、市民等に対して、一定の事項を遵守する責務を定めようとするもの</p> |
|--------|--|

<説 明>

- 地方公共団体は、憲法の趣旨に従い、法律の個別的委任を受けることなく、自主立法として、条例を制定できる。

○ 次に掲げる事項に該当する場合は、法令に根拠となるものはないが、市の施策を実施するため、あるいは市民本位の行政を推進していく観点から、条例で規定することとする。

(1) 行政運営全般又は個別行政分野の基本となる事項を定めるもの

例) (仮称) 所沢市まちづくり基本条例

例) 所沢市環境基本条例

(2) 負担金で金銭を徴収しているものについては、使用料、手数料、市税等が必要的条例化事項であることや受益者負担とはいえ市民への負担を強いていることから、条例で定めることとする。

例) 児童福祉費一部負担金 (所沢市保育料の徴収に関する規則)

例) 助産施設及び母子生活支援施設入所措置費負担金 (所沢市助産施設及び母子生活支援施設入所者に係る費用の徴収に関する規則)

例) 老人保護措置費負担金 (所沢市老人福祉施設入所者に係る費用の徴収に関する規則)

例) 障害児施設利用者一部負担金 (身体障害者福祉法施行細則)

例) 障害児施設利用者一部負担金 (知的障害者福祉法施行細則)

※上記5例は、平成23年第1回定例会にて条例化しました。

(3) 市の行う政策が、市民の生活に直接影響を及ぼすような重要な事項であり、かつ継続性を有する場合で、条例の意義に照らし条例化の実効性が期待できるもの

例) 所沢市男女共同参画推進条例

例) 所沢市ふるさと応援寄附条例

(4) 市、市民、事業者等に対して、一定の事項を遵守する責務を定めようとするもの

例) 所沢市商業振興条例

|        |   |
|--------|---|
| 規則所管事項 | <p>規則化事項…次に掲げる事項に該当する場合は、法令の規定により又は条例への制定事項との整合性、市民への影響等を考慮し、規則で規定することとする。</p> <p>(1) 地方自治法又は個別の法令の規定により、「規則で定めるところにより」など、規則事項とされているもの</p> <p>(2) 条例の規定により、規則事項とされているもの（様式名称、添付資料等の事務上の詳細事項等）</p> <p>(3) 法令、条例に基づく事務の対象、内容、手続等について定めたもの（〇〇法施行細則、△△条例施行規則）</p> <p>(4) 市民の生活に影響を及ぼすような施策で、条例化に至らない比較的軽易なもの</p> <p>(5) 市行政の事務のあり方について、条例化に至らない比較的軽易な内部手続に属するもの</p> |
|--------|---|

<説 明>

- 法令や条例に委任規定があるか否かにかかわらず、地方公共団体の長は、その権限に属する事務に関する限りにおいて、独自に法規たる性質を有する「規則」を制定することができる。
- 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、その権限に属する事務に関し、「規則」を制定することができる。
- 次に掲げる事項に該当する場合は、法令の規定により又は条例への制定事項との整合性、市民への影響等を考慮し、規則で規定することとする。
  - (1) 地方自治法又は個別の法令の規定により、「規則で定めるところにより」など、規則事項とされているもの
    - 例) 所沢市長の職務代理に関する規則
    - 例) 所沢市立小・中学校管理規則
  - (2) 条例の規定により、規則事項とされているもの
    - 例) 所沢市事務分掌規則
    - 例) 所沢市一般職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
  - (3) 法令、条例に基づく事務の対象、内容、手続等について定めたもの
    - 例) 所沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則
    - 例) 生活保護法施行細則

- 例) 所沢市情報公開条例施行規則
- 例) 所沢市建築基準法施行細則
- (4) 市民の生活に影響を及ぼすような施策で、条例化に至らない比較的軽易なもの
  - 例) 所沢市表彰規則
  - 例) 所沢市広報規則
  - 例) 所沢市市民総合災害補償規則
  - 例) 所沢市中小企業融資規則
- (5) 市行政の事務のあり方について、条例化に至らない比較的軽易な内部手続に属するもの
  - 例) 所沢市文書管理規則
  - 例) 所沢市予算事務規則
  - 例) 所沢市契約規則
  - 例) 所沢市財産規則
  - 例) 所沢市会計規則